

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
表紙	電気需給約款 2023 年 9 月 15 日実施 (2023 年 10 月 12 日改訂) MC リテールエナジー株式会社	電気個別需給約款 デイトタイムバリュープラン 2025 年 4 月 1 日実施 MC リテールエナジー株式会社
目次	I 総則 第 1 条 適用 第 2 条 電気需給約款の変更 第 3 条 用語の定義 第 4 条 単位および端数処理 第 5 条 実施細目 II 契約の申込み 第 6 条 本契約の申込み 第 7 条 本契約の成立 第 8 条 電気需給契約の単位 第 9 条 電気の需給開始 第 10 条 供給の単位 III 契約種別および料金 第 11 条 契約種別 IV 使用電力量の計量ならびに料金の算定および支払い 第 12 条 料金の適用開始時期 第 13 条 検針日 第 14 条 料金の算定期間 第 15 条 使用電力量の算定 第 16 条 料金の算定 第 17 条 日割計算 第 18 条 料金の支払義務ならびに支払い方法および支払期日 第 19 条 遅延利息 V 供給 第 20 条 適正契約の保持 第 21 条 お客さまの協力 第 22 条 供給の停止および停止の解除 第 23 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	I 総則 第 1 条 適用 第 2 条 単位および端数処理 II 契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法 第 3 条 契約種別および料金 (東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア) (関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア) 第 4 条 契約容量の算定方法について III 日割計算 第 5 条 日割計算 附 則 別紙 1 燃料費調整 別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 別紙 3 負荷設備の入力換算容量 別紙 4 契約負荷設備の総容量の算定

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
	第 24 条 工事費等の負担 第 25 条 違約金 第 26 条 損害賠償の免責 第 27 条 設備の賠償 第 28 条 不可抗力 VI 契約期間、変更および終了 第 29 条 契約期間 第 30 条 お客さまの申し出による解約等 第 31 条 契約の解除および期限の利益の喪失 第32 条 契約の変更 第 33 条 名義の変更 VII その他 第 34 条 管轄裁判所 第 35 条 暴力団排除に関する条項 附 則 1 本契約の実施期日 2 標準周波数についての特別措置 3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 別紙 1 燃料費調整 別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 別紙 3 電灯需要料金表 (東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア) (関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア) 別紙 4 動力需要料金表 (東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア) (関西電力エリア、四国電力エリア) 別紙 5 契約電力・契約容量の算定方法について 別紙 6 負荷設備の入力換算容量 別紙 7 契約負荷設備の総容量の算定 別紙 8 毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量	

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)																												
I 総則	第 1 条 適用 1. 本電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は、当社にインターネットの加入申込申請、または書面による加入申込書（以下、あわせて「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧で供給を受けることを希望されるお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金（以下、「料金」といいます。）その他の供給条件等を定めたものです。なお、重要事項説明書末尾に記載する媒介業者の勧誘によりお申込みいただいた場合には、同媒介業者からお客さまに対し、電話または訪問にて所定の事項についてご質問させていただき、お客さまよりご回答いただく方法により、お客さまのお申込み意思を確認する場合があります。この場合は、媒介業者においてお客さまのお申込み意思を確認させていただいた段階で、お客さまより電気需給契約のお申込みをいただいたものとします。 2. お客さまおよび当社は、本申込書および本約款（以下、あわせて「本契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。 3. 当社都合により、お申込みの受付およびお申込み受付後の電気需給契約の締結をお断りする場合があります。お客さまは、この点につき、あらかじめ承諾していただきます。 4. 本約款は、次の地域を供給区域として適用します。ただし、各一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。 <table><tr><td>エリア名称</td><td>供給区域となる地域</td></tr><tr><td>東北電力エリア</td><td>東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県</td></tr><tr><td>東京電力エリア</td><td>東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）</td></tr><tr><td>中部電力エリア</td><td>中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）および長野県</td></tr><tr><td>関西電力エリア</td><td>関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部</td></tr><tr><td>中国電力エリア</td><td>中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部</td></tr><tr><td>四国電力エリア</td><td>四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県（一部を除きます）および愛媛県（一部を除きます）</td></tr></table>	エリア名称	供給区域となる地域	東北電力エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県	東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）	中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）および長野県	関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	中国電力エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部	四国電力エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県（一部を除きます）および愛媛県（一部を除きます）	第 1 条 適用 →旧約款の 1 項は新約款（電気基本需給約款）に記載 →現行約款の 2 項は新約款（電気基本需給約款）に記載 →現行約款の 3 項は新約款（電気基本需給約款）に記載 1. 本電気個別需給約款（以下、「本個別約款」といいます。）は、次の地域を供給区域として適用します。ただし、各一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。 <table><tr><td>エリア名称</td><td>供給区域となる地域</td></tr><tr><td>東北電力エリア</td><td>東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県</td></tr><tr><td>東京電力エリア</td><td>東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）</td></tr><tr><td>中部電力エリア</td><td>中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）および長野県</td></tr><tr><td>関西電力エリア</td><td>関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部</td></tr><tr><td>中国電力エリア</td><td>中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部</td></tr><tr><td>四国電力エリア</td><td>四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県の一部を除きます）および愛媛県（一部を除きます）</td></tr></table> 2. 本個別約款は、電気基本需給約款（以下、「基本約款」といいます。また、基本約款が変更された場合は変更後の基本約款によります。）と合わせて適用します。	エリア名称	供給区域となる地域	東北電力エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県	東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）	中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）および長野県	関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	中国電力エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部	四国電力エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県の一部を除きます）および愛媛県（一部を除きます）
エリア名称	供給区域となる地域																													
東北電力エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県																													
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）																													
中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）および長野県																													
関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部																													
中国電力エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部																													
四国電力エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県（一部を除きます）および愛媛県（一部を除きます）																													
エリア名称	供給区域となる地域																													
東北電力エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県																													
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）																													
中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）および長野県																													
関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部																													
中国電力エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部																													
四国電力エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県の一部を除きます）および愛媛県（一部を除きます）																													
	第 2 条 電気需給約款の変更	→現行約款の第 2 条は新約款（電気基本需給約款）に記載																												
	第 3 条 用語の定義	→現行約款の第 3 条は新約款（電気基本需給約款）に記載																												

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
	以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使⽤します。 1. 一般送配電事業者 電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。 2. 低圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 3. 電灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 4. 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使⽤される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。 ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使⽤を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併⽤できないものは除きます。 5. 動力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 6. 契約負荷設備 契約上使⽤できる負荷設備をいいます。 7. 契約主開閉器 契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまが使⽤する最大電流を制限するものをいいます。 8. 契約電流 契約上使⽤できる最大電流（アンペア）をいいます。 9. 契約容量 契約上使⽤できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 10. 契約電力 契約上使⽤できる最大電力（キロワット）をいいます。 11. 夏季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 12. その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 13. 燃料費調整額 燃料費の変動を料⾦に反映させるための制度に基づいて別紙 1（燃料費調整）に記載の方法により算出された値をいいます。 14. 貿易統計 関税法に基づき公表される統計をいいます。 15. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸⼊品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間、2 月 1 日から 4 月末日までの期間、3 月 1 日から 5 月末日までの期間、4 月 1 日から 6 月末日までの期間、5 月 1 日から 7 月末日までの期間、6 月 1 日から 8 月末日までの期間、7 月 1 日から 9 月末日までの期間、8 月 1 日から 10 月末日までの期間、9 月 1 日から 11 月	

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
	末日までの期間、10 月 1 日から 12 月末日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間をいいます。 16.再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36 条第1 項に定める賦課金をいい、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。 17.消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。 18.供給地点 当社が、一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給にかかる電気の供給を受ける地点をいいます。 19.供給地点特定番号 対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。 20.需要場所 託送供給等約款に定める需要場所をいいます。 21.接続供給 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。 22.接続供給契約 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。 23.託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第 18 条第1 項に基づき、経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。 24.EV・PHEV 電気自動車（Electric Vehicle）・プラグインハイブリッド自動車（Plug-in Hybrid Vehicle）のことをいいます。 25.非化石証書 再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書をいいます。 26. デイタイム 毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいいます。 27. ピークタイム 毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間をいいます。 28.ベースタイム デイタイムとピークタイム以外の時間をいいます。	
	第 4 条 単位および端数処理 本契約において使用する単位および端数処理は以下のとおりとします。	第 2 条 単位および端数処理 本個別約款において使用する単位および端数処理は以下のとおりとします。

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)												
	1. 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。 2. 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。 3. 契約電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし、別紙 4（動力需要料金表）を適用した場合に算定した値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットとします。 4. 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。 なお、第 11 条（契約種別）の 9.デイトタイムバリュープラン（60A 以下）、9.デイトタイムバリュープラン（6kVA 未満）および 10.デイトタイムバリュープラン（6 kVA～49 kVA）における使用電力量の端数は、デイトタイムおよびピークタイムの場合、それぞれの合計値を小数点以下第 1 位で四捨五入し、ベースタイムの場合、第 15 条（使用電力量の算定）第 2 項における使用電力量から、デイトタイムおよびピークタイムの時間帯別の使用電力量を引いた値とします。 5. 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。 6. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。	→旧約款の 1 項は新約款（電気基本需給約款）に記載 →旧約款の 2 項は新約款（電気基本需給約款）に記載 →旧約款の 3 項は新約款（電気基本需給約款）に記載 1. 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。 なお、本個別約款で定める契約種別における使用電力量の端数は、デイトタイムおよびピークタイムの場合、それぞれの合計値を小数点以下第 1 位で四捨五入し、ベースタイムの場合、基本約款第 15 条（使用電力量の算定）第 2 項における使用電力量から、デイトタイムおよびピークタイムの時間帯別の使用電力量を引いた値とします。 →旧約款の 5 項は新約款（電気基本需給約款）に記載 →旧約款の 6 項は新約款（電気基本需給約款）に記載												
	第 5 条 実施細目	→現行約款の第 5 条は新約款（電気基本需給約款）に記載												
Ⅲ契約の申込み	第 6 条 本契約の申込み	→現行約款の第 6 条は新約款（電気基本需給約款）に記載												
	第 7 条 本契約の成立	→現行約款の第 7 条は新約款（電気基本需給約款）に記載												
	第 8 条 電気需給契約の単位	→現行約款の第 8 条は新約款（電気基本需給約款）に記載												
	第 9 条 電気の需給開始	→現行約款の第 9 条は新約款（電気基本需給約款）に記載												
	第 10 条 供給の単位	→現行約款の第 10 条は新約款（電気基本需給約款）に記載												
Ⅲ契約種別および料金	第 11 条 契約種別 契約種別は、以下のとおりとします。また各契約の料金は別紙 3（電灯需要料金表）および別紙 4（動力需要料金表）で定めます。 電灯需要 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td rowspan="4">東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア</td><td>1. きほんプラン・かんたんプラン（60 A 以下）</td></tr><tr><td>2. きほんプラン・かんたんプラン（6 kVA～49 kVA）</td></tr><tr><td>3. 毎晩充電し放題！プラン（60 A 以下）</td></tr><tr><td>4. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA～49 kVA）</td></tr></table>	供給区域	契約種別	東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	1. きほんプラン・かんたんプラン（60 A 以下）	2. きほんプラン・かんたんプラン（6 kVA～49 kVA）	3. 毎晩充電し放題！プラン（60 A 以下）	4. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA～49 kVA）	第 3 条 契約種別および料金 契約種別および料金は、以下のとおりとします。 電灯需要 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td rowspan="2">東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア</td><td>1. デイトタイムバリュープラン（60A 以下）</td></tr><tr><td>2. デイトタイムバリュープラン（6 kVA～49 kVA）</td></tr></table>	供給区域	契約種別	東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	1. デイトタイムバリュープラン（60A 以下）	2. デイトタイムバリュープラン（6 kVA～49 kVA）
供給区域	契約種別													
東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	1. きほんプラン・かんたんプラン（60 A 以下）													
	2. きほんプラン・かんたんプラン（6 kVA～49 kVA）													
	3. 毎晩充電し放題！プラン（60 A 以下）													
	4. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA～49 kVA）													
供給区域	契約種別													
東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	1. デイトタイムバリュープラン（60A 以下）													
	2. デイトタイムバリュープラン（6 kVA～49 kVA）													

	旧約款 (電気需給約款)			新約款 (電気個別需給約款)							
		5. CO 2 フリープラン（60 A 以下）※ 2		関西電力エリア 四国電力エリア 中国電力エリア	1. デイタイムバリュープラン（6kVA 未満）						
		6. CO 2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）※ 2			2. デイタイムバリュープラン（6 kVA～49 kVA）						
		7. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン（60 A 以下）									
		8. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）									
		9. デイタイムバリュープラン（60A 以下）									
		10. デイタイムバリュープラン（6 kVA～49 kVA）									
		関西電力エリア 四国電力エリア 中国電力エリア ※ 1		1. きほんプラン・かんたんプラン（6 kVA 未満）			（東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア） 1. デイタイムバリュープラン（60 A 以下） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。 この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (d) デイタイムバリュープランは、当社への新規のお申込み、当社の別のプランからの契約種別の変更、どちらの方もお申込みいただけます。また、申込み対象は個人、法人とします。 (2) デイタイムバリュープランに係る特則 デイタイムバリュープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) デイタイムバリュープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。 (b) デイタイムバリュープランは、EV・PHEV 保有者専用の料金単価を設定しています。当該専用単価の適用のためには、供給先と同一の需要場所に電動車用充電設備設置の上、お申込みの際に車検証等写しをご提出していただきます。なお、申込後に車検証等写しを提出する場合はプラン変更の取扱いとなり、EV・PHEV 保有者専用の料金単価は、翌検針日以降の適用となります。 当社にてEV・PHEV の車検証の提出を確認できた場合は、 EV・PHEV 専用の料金単価を適用します。車検証等写しの提出がない場合は、自動的に車検証未提出として通常単価を適用します。また、お申込み後、お客さまが提出された車検証を当社が確認した結果、EV・PHEV を所有していないもしくは、何らかの不正が発見された場合、当社はお客さまに事前に通知を行い通常単価を適用する場合がございます。 なお、お客さまが提出した車検証等写しは、返却いたしません。 (c) お客さまの電力使用量の程度・パターンによっては、加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数				
				2. きほんプラン・かんたんプラン（6 kVA～49 kVA）							
				3. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA 未満）							
				4. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA～49 kVA）							
	5. CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）※ 2										
	6. CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）※ 2										
	7. 毎晩充電し放題！CO2 フリープラン（6 kVA 未満）										
	8. 毎晩充電し放題！CO2 フリープラン（6 kVA～49 kVA）										
	9. デイタイムバリュープラン（6kVA 未満）										
	10. デイタイムバリュープラン（6 kVA～49 kVA）										
	※ 1 中国電力エリアの対象契約種別は以下の通り										
	3. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA 未満）、4. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA～ 49 kVA）、7.毎晩充電し放題！CO2 フリープラン（6 kVA 未満）、8. 毎晩充電し放題！CO2 フリープラン（6 kVA～ 49 kVA）、9.デイタイムバリュープラン（6kVA 未満） および 10.デイタイムバリュープラン（6 kVA～ 49 kVA） のみご契約いただけます。										
	※ 2 2023 年 1 月 11 日以降、CO2 フリープランへの新規申込、およびプラン変更申込の受付を停止しました。										
	動力需要										
<table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td>東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア</td><td>1. 低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプラン</td></tr><tr><td>関西電力エリア 四国電力エリア</td><td>1. 低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプラン</td></tr></table>			供給区域	契約種別	東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	1. 低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプラン				関西電力エリア 四国電力エリア	1. 低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプラン
供給区域	契約種別										
東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	1. 低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプラン										
関西電力エリア 四国電力エリア	1. 低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプラン										

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)																																				
		供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 契約電流 (a) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。 (b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合がございます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合、お客さまの等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。 (5) 料金 「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。 ただし、電力量料金は、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。 (a) 基本料金 「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。 東北電力エリア <table><tr><th>契約電流</th><th>EV・PHEV 専用単価 (税込)</th><th>通常単価 (税込)</th></tr><tr><td>10 アンペア</td><td>369 円 60 銭</td><td>519 円 60 銭</td></tr><tr><td>15 アンペア</td><td>554 円 40 銭</td><td>779 円 40 銭</td></tr><tr><td>20 アンペア</td><td>739 円 20 銭</td><td>1,039 円 20 銭</td></tr><tr><td>30 アンペア</td><td>1,108 円 80 銭</td><td>1,558 円 80 銭</td></tr><tr><td>40 アンペア</td><td>1,478 円 40 銭</td><td>2,078 円 40 銭</td></tr><tr><td>50 アンペア</td><td>1,848 円 00 銭</td><td>2,598 円 00 銭</td></tr><tr><td>60 アンペア</td><td>2,217 円 60 銭</td><td>3,117 円 60 銭</td></tr></table> 東京電力エリア <table><tr><th>契約電流</th><th>EV・PHEV 専用単価 (税込)</th><th>通常単価 (税込)</th></tr><tr><td>10 アンペア</td><td>295 円 24 銭</td><td>445 円 24 銭</td></tr><tr><td>15 アンペア</td><td>442 円 86 銭</td><td>667 円 86 銭</td></tr><tr><td>20 アンペア</td><td>590 円 48 銭</td><td>890 円 48 銭</td></tr></table>	契約電流	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)	10 アンペア	369 円 60 銭	519 円 60 銭	15 アンペア	554 円 40 銭	779 円 40 銭	20 アンペア	739 円 20 銭	1,039 円 20 銭	30 アンペア	1,108 円 80 銭	1,558 円 80 銭	40 アンペア	1,478 円 40 銭	2,078 円 40 銭	50 アンペア	1,848 円 00 銭	2,598 円 00 銭	60 アンペア	2,217 円 60 銭	3,117 円 60 銭	契約電流	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)	10 アンペア	295 円 24 銭	445 円 24 銭	15 アンペア	442 円 86 銭	667 円 86 銭	20 アンペア	590 円 48 銭	890 円 48 銭
契約電流	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)																																				
10 アンペア	369 円 60 銭	519 円 60 銭																																				
15 アンペア	554 円 40 銭	779 円 40 銭																																				
20 アンペア	739 円 20 銭	1,039 円 20 銭																																				
30 アンペア	1,108 円 80 銭	1,558 円 80 銭																																				
40 アンペア	1,478 円 40 銭	2,078 円 40 銭																																				
50 アンペア	1,848 円 00 銭	2,598 円 00 銭																																				
60 アンペア	2,217 円 60 銭	3,117 円 60 銭																																				
契約電流	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)																																				
10 アンペア	295 円 24 銭	445 円 24 銭																																				
15 アンペア	442 円 86 銭	667 円 86 銭																																				
20 アンペア	590 円 48 銭	890 円 48 銭																																				

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)			
			30 アンペア	885 円 72 銭	1,335 円 72 銭
			40 アンペア	1,180 円 96 銭	1,780 円 96 銭
			50 アンペア	1,476 円 20 銭	2,226 円 20 銭
			60 アンペア	1,771 円 44 銭	2,671 円 44 銭
			中部電力エリア		
			契約電流	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)
			10 アンペア	297 円 00 銭	447 円 00 銭
			15 アンペア	445 円 50 銭	670 円 50 銭
			20 アンペア	594 円 00 銭	894 円 00 銭
			30 アンペア	891 円 00 銭	1,341 円 00 銭
			40 アンペア	1,188 円 00 銭	1,788 円 00 銭
			50 アンペア	1,485 円 00 銭	2,235 円 00 銭
			60 アンペア	1,782 円 00 銭	2,682 円 00 銭
			(b) 電力量料金		
			電力量料金は、その月の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。		
			東北電力エリア		
			使用量		単価 (税込)
			1 キロワット時につき (デイトタイム)		27 円 95 銭
			1 キロワット時につき (ピークタイム)		49 円 41 銭
			1 キロワット時につき (ベースタイム)		38 円 46 銭
			東京電力エリア		
			使用量		単価 (税込)
			1 キロワット時につき (デイトタイム)		26 円 65 銭
			1 キロワット時につき (ピークタイム)		44 円 32 銭
			1 キロワット時につき (ベースタイム)		37 円 43 銭
			中部電力エリア		
			使用量		単価 (税込)
			1 キロワット時につき (デイトタイム)		18 円 34 銭
			1 キロワット時につき (ピークタイム)		35 円 45 銭
			1 キロワット時につき (ベースタイム)		25 円 98 銭

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
		(6) その他 デイトタイムバリュープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 2. デイトタイムバリュープラン（6 kVA～49 kVA） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (d) デイトタイムバリュープランは、当社への新規のお申込み、当社の別のプランからの契約種別の変更、どちらの方もお申込みいただけます。また、申込み対象は個人、法人とします。 (2) デイトタイムバリュープランに係る特則 デイトタイムバリュープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) デイトタイムバリュープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。 (b) デイトタイムバリュープランは、EV・PHEV 保有者専用の料金単価を設定しています。当該専用単価の適用のためには、供給先と同一の需要場所に電動車用充電設備設置の上、お申込みの際に車検証等写しをご提出していただきます。なお、申込後に車検証等写しを提出する場合はプラン変更の取扱いとなり、EV・PHEV 保有者専用の料金単価は、翌検針日以降の適用となります。 当社にて EV・PHEV の車検証の提出を確認できた場合は、EV・PHEV 専用の料金単価を適用します。車検証等写しの提出がない場合は、自動的に車検証未提出として通常単価を適用します。また、お申込み後、お客さまが提出された車検証を当社が確認した結果、EV・PHEV を所有していないもしくは、何らかの不正が発見された場合、当社はお客さまに事前に通知を行い通常単価を適用する場合がございます。 なお、お客さまが提出した車検証等写しは、返却いたしません。 (c) お客さまの電力使用量の程度・パターンによっては、加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、決定いただきますようお願い

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)								
		します。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 契約容量 契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。 ① 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95 パーセント</td></tr><tr><td>次の 14 キロボルトアンペアにつき</td><td>85 パーセント</td></tr><tr><td>次の 30 キロボルトアンペアにつき</td><td>75 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65 パーセント</td></tr></table> ② 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 4 条（契約電力・契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。 ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。 ③ 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。 ④ 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。 (5) 料金 「 1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。 ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。 (a) 基本料金 基本料金は、「 1 月」につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。 東北電力エリア	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント	次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント	次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント									
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント									
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント									
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント									

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)								
			<table><tr><th>契約容量</th><th>EV・PHEV 専用単価 (税込)</th><th>通常単価 (税込)</th></tr><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>369 円 60 銭</td><td>519 円 60 銭</td></tr></table>	契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭	519 円 60 銭	
			契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)					
			契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭	519 円 60 銭					
			東京電力エリア							
			<table><tr><th>契約容量</th><th>EV・PHEV 専用単価 (税込)</th><th>通常単価 (税込)</th></tr><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>295 円 24 銭</td><td>445 円 24 銭</td></tr></table>	契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭	445 円 24 銭	
			契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)					
			契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭	445 円 24 銭					
			中部電力エリア							
			<table><tr><th>契約容量</th><th>EV・PHEV 専用単価 (税込)</th><th>通常単価 (税込)</th></tr><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>297 円 00 銭</td><td>447 円 00 銭</td></tr></table>	契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭	447 円 00 銭	
			契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)					
			契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭	447 円 00 銭					
			(b) 電力量料金							
			電力量料金は、その月の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。							
			東北電力エリア							
			<table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき (デイトタイム)</td><td>27 円 95 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ピークタイム)</td><td>49 円 41 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ベースタイム)</td><td>38 円 46 銭</td></tr></table>	使用量	単価 (税込)	1 キロワット時につき (デイトタイム)	27 円 95 銭	1 キロワット時につき (ピークタイム)	49 円 41 銭	1 キロワット時につき (ベースタイム)
使用量	単価 (税込)									
1 キロワット時につき (デイトタイム)	27 円 95 銭									
1 キロワット時につき (ピークタイム)	49 円 41 銭									
1 キロワット時につき (ベースタイム)	38 円 46 銭									
東京電力エリア										
<table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき (デイトタイム)</td><td>26 円 65 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ピークタイム)</td><td>44 円 32 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ベースタイム)</td><td>37 円 43 銭</td></tr></table>	使用量	単価 (税込)	1 キロワット時につき (デイトタイム)	26 円 65 銭	1 キロワット時につき (ピークタイム)	44 円 32 銭	1 キロワット時につき (ベースタイム)	37 円 43 銭		
使用量	単価 (税込)									
1 キロワット時につき (デイトタイム)	26 円 65 銭									
1 キロワット時につき (ピークタイム)	44 円 32 銭									
1 キロワット時につき (ベースタイム)	37 円 43 銭									
中部電力エリア										
<table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき (デイトタイム)</td><td>18 円 34 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ピークタイム)</td><td>35 円 45 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ベースタイム)</td><td>25 円 98 銭</td></tr></table>	使用量	単価 (税込)	1 キロワット時につき (デイトタイム)	18 円 34 銭	1 キロワット時につき (ピークタイム)	35 円 45 銭	1 キロワット時につき (ベースタイム)	25 円 98 銭		
使用量	単価 (税込)									
1 キロワット時につき (デイトタイム)	18 円 34 銭									
1 キロワット時につき (ピークタイム)	35 円 45 銭									
1 キロワット時につき (ベースタイム)	25 円 98 銭									

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
		(6) その他 デイトタイムバリュープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 (関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア) 1. デイトタイムバリュープラン（6 kVA 未満） (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (d) デイトタイムバリュープランは、当社への新規のお申込み、当社の別のプランからの契約種別の変更、どちらの方もお申込みいただけます。また、申込み対象は個人、法人とします。 (2) デイトタイムバリュープランに係る特則 デイトタイムバリュープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) デイトタイムバリュープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。 (b) デイトタイムバリュープランは、EV・PHEV 保有者専用の料金単価を設定しています。当該専用単価の適用のためには、供給先と同一の需要場所に電動車用充電設備設置の上、お申込みの際に車検証等写しをご提出していただきます。なお、申込後に車検証等写しを提出する場合はプラン変更の取扱いとなり、EV・PHEV 保有者専用の料金単価は、翌検針日以降の適用となります。 当社にて EV・PHEV の車検証の提出を確認できた場合は、EV・PHEV 専用の料金単価を適用します。車検証等写しの提出がない場合は、自動的に車検証未提出として通常単価を適用します。また、お申込み後、お客さまが提出された車検証を当社が確認した結果、EV・PHEV を所有していないもしくは、何らかの不正が発見された場合、当社はお客さまに事前に通知を行い通常単価を適用する場合がございます。 なお、お客さまが提出した車検証等写しは、返却いたしません。 (c) お客さまの電力使用量の程度・パターンによっては、加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、決定いただきますようお願い

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)												
		します。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 最大需要容量 (a) 関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満（旧一般電気事業者の従量電灯 A 相当）であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。 (b) 電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6 キロボルトアンペア以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。 (5) 料金 「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。 ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1. (1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。 (a) 基本料金 基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。 関西電力エリア/中国電力エリア <table><tr><th>契約単位</th><th>EV・PHEV 専用単価 (税込)</th><th>通常単価（税込）</th></tr><tr><td>1 契約につき</td><td>1,700 円 00 銭</td><td>2,500 円 00 銭</td></tr></table> 四国電力エリア <table><tr><th>契約単位</th><th>EV・PHEV 専用単価 (税込)</th><th>通常単価（税込）</th></tr><tr><td>1 契約につき</td><td>1,500 円 00 銭</td><td>2,300 円 00 銭</td></tr></table> (b) 電力量料金	契約単位	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価（税込）	1 契約につき	1,700 円 00 銭	2,500 円 00 銭	契約単位	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価（税込）	1 契約につき	1,500 円 00 銭	2,300 円 00 銭
契約単位	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価（税込）												
1 契約につき	1,700 円 00 銭	2,500 円 00 銭												
契約単位	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価（税込）												
1 契約につき	1,500 円 00 銭	2,300 円 00 銭												

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)																								
		電力量料金は、その月の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。 関西電力エリア <table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき (デイトタイム)</td><td>16 円 75 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ピークタイム)</td><td>25 円 63 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ベースタイム)</td><td>20 円 36 銭</td></tr></table> 中国電力エリア <table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき (デイトタイム)</td><td>25 円 89 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ピークタイム)</td><td>42 円 36 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ベースタイム)</td><td>37 円 45 銭</td></tr></table> 四国電力エリア <table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき (デイトタイム)</td><td>23 円 56 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ピークタイム)</td><td>40 円 63 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ベースタイム)</td><td>35 円 28 銭</td></tr></table> (6) その他 デイトタイムバリュープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円 (税込) を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。 2. デイトタイムバリュープラン (6 kVA～49 kVA) (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。 (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがありま	使用量	単価 (税込)	1 キロワット時につき (デイトタイム)	16 円 75 銭	1 キロワット時につき (ピークタイム)	25 円 63 銭	1 キロワット時につき (ベースタイム)	20 円 36 銭	使用量	単価 (税込)	1 キロワット時につき (デイトタイム)	25 円 89 銭	1 キロワット時につき (ピークタイム)	42 円 36 銭	1 キロワット時につき (ベースタイム)	37 円 45 銭	使用量	単価 (税込)	1 キロワット時につき (デイトタイム)	23 円 56 銭	1 キロワット時につき (ピークタイム)	40 円 63 銭	1 キロワット時につき (ベースタイム)	35 円 28 銭
使用量	単価 (税込)																									
1 キロワット時につき (デイトタイム)	16 円 75 銭																									
1 キロワット時につき (ピークタイム)	25 円 63 銭																									
1 キロワット時につき (ベースタイム)	20 円 36 銭																									
使用量	単価 (税込)																									
1 キロワット時につき (デイトタイム)	25 円 89 銭																									
1 キロワット時につき (ピークタイム)	42 円 36 銭																									
1 キロワット時につき (ベースタイム)	37 円 45 銭																									
使用量	単価 (税込)																									
1 キロワット時につき (デイトタイム)	23 円 56 銭																									
1 キロワット時につき (ピークタイム)	40 円 63 銭																									
1 キロワット時につき (ベースタイム)	35 円 28 銭																									

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
		す。この場合、当該一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (d) デイタイムバリュープランは、当社への新規のお申込み、当社の別のプランからの契約種別の変更、どちらの方もお申込みいただけます。また、申込み対象は個人、法人とします。 (2) デイタイムバリュープランに係る特則 デイタイムバリュープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 (a) デイタイムバリュープランにおける料金の算定および算定期間については、基本約款第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。 (b) デイタイムバリュープランは、EV・PHEV 保有者専用の料金単価を設定しています。当該専用単価の適用のためには、供給先と同一の需要場所に電動車用充電設備設置の上、お申込みの際に車検証等写しをご提出していただきます。なお、申込後に車検証等写しを提出する場合はプラン変更の取扱いとなり、EV・PHEV 保有者専用の料金単価は、翌検針日以降の適用となります。 当社にて EV・PHEV の車検証の提出を確認できた場合は、EV・PHEV 専用の料金単価を適用します。車検証等写しの提出がない場合は、自動的に車検証未提出として通常単価を適用します。また、お申込み後、お客さまが提出された車検証を当社が確認した結果、EV・PHEV を所有していないもしくは、何らかの不正が発見された場合、当社はお客さまに事前に通知を行い通常単価を適用する場合がございます。 なお、お客さまが提出した車検証等写しは、返却いたしません。 (c) お客さまの電力使用量の程度・パターンによっては、加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる場合がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、決定いただきますようお願いします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入がなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。 (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (4) 契約容量 契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。 (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 3（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)										
			<table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95 パーセント</td></tr><tr><td>次の 14 キロボルトアンペアにつき</td><td>85 パーセント</td></tr><tr><td>次の 30 キロボルトアンペアにつき</td><td>75 パーセント</td></tr><tr><td>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65 パーセント</td></tr></table>	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント	次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント	次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント	
		最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント									
		次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント									
		次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント									
		50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント									
		(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、 第 4 条 (契約電力・契約容量の算定方法について) 1 により算定された値とします。										
		ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。										
		(c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。										
		(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。										
		(5) 料金										
「 1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。												
ただし、電力量料金は、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1 (燃料費調整) 1. (1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。												
(a) 基本料金												
基本料金は、「 1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。												
関西電力エリア												
<table><tr><td>契約容量</td><td>EV・PHEV 専用単価 (税込)</td><td>通常単価 (税込)</td></tr><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>333 円 41 銭</td><td>483 円 41 銭</td></tr></table>			契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	333 円 41 銭	483 円 41 銭				
契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)										
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	333 円 41 銭	483 円 41 銭										
中国電力エリア												
<table><tr><td>契約容量</td><td>EV・PHEV 専用単価 (税込)</td><td>通常単価 (税込)</td></tr><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>331 円 90 銭</td><td>481 円 90 銭</td></tr></table>			契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	331 円 90 銭	481 円 90 銭				
契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)										
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	331 円 90 銭	481 円 90 銭										
四国電力エリア												
<table><tr><td>契約容量</td><td>EV・PHEV 専用単価 (税込)</td><td>通常単価 (税込)</td></tr></table>			契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)							
契約容量	EV・PHEV 専用単価 (税込)	通常単価 (税込)										

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)																										
		契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 10 銭	447 円 10 銭																								
		(b) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。デイトタイムは、毎日 9 時から 15 時までの間をいい、ピークタイムは、毎日 16 時から 21 時の間をいいます。ベースタイムは、デイトタイムとピークタイム以外の時間をいいます。 関西電力エリア <table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき (デイトタイム)</td><td>16 円 75 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ピークタイム)</td><td>25 円 63 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ベースタイム)</td><td>20 円 36 銭</td></tr></table> 中国電力エリア <table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき (デイトタイム)</td><td>25 円 89 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ピークタイム)</td><td>42 円 36 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ベースタイム)</td><td>37 円 45 銭</td></tr></table> 四国電力エリア <table><tr><th>使用量</th><th>単価 (税込)</th></tr><tr><td>1 キロワット時につき (デイトタイム)</td><td>23 円 56 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ピークタイム)</td><td>40 円 63 銭</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき (ベースタイム)</td><td>35 円 28 銭</td></tr></table> (6) その他 デイトタイムバリュープランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円 (税込) を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。			使用量	単価 (税込)	1 キロワット時につき (デイトタイム)	16 円 75 銭	1 キロワット時につき (ピークタイム)	25 円 63 銭	1 キロワット時につき (ベースタイム)	20 円 36 銭	使用量	単価 (税込)	1 キロワット時につき (デイトタイム)	25 円 89 銭	1 キロワット時につき (ピークタイム)	42 円 36 銭	1 キロワット時につき (ベースタイム)	37 円 45 銭	使用量	単価 (税込)	1 キロワット時につき (デイトタイム)	23 円 56 銭	1 キロワット時につき (ピークタイム)	40 円 63 銭	1 キロワット時につき (ベースタイム)	35 円 28 銭
使用量	単価 (税込)																											
1 キロワット時につき (デイトタイム)	16 円 75 銭																											
1 キロワット時につき (ピークタイム)	25 円 63 銭																											
1 キロワット時につき (ベースタイム)	20 円 36 銭																											
使用量	単価 (税込)																											
1 キロワット時につき (デイトタイム)	25 円 89 銭																											
1 キロワット時につき (ピークタイム)	42 円 36 銭																											
1 キロワット時につき (ベースタイム)	37 円 45 銭																											
使用量	単価 (税込)																											
1 キロワット時につき (デイトタイム)	23 円 56 銭																											
1 キロワット時につき (ピークタイム)	40 円 63 銭																											
1 キロワット時につき (ベースタイム)	35 円 28 銭																											
		第 4 条 契約容量の算定方法について 1. 第 3 条 (電灯需要料金表) 以下の契約種別(4)(b)場合の契約容量は次により算定します。 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td>東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア</td><td>2. デイトタイムバリュープラン (6 kVA～49 kVA)</td></tr><tr><td>関西電力エリア 四国電力エリア 中国電力エリア</td><td>2. デイトタイムバリュープラン (6 kVA～49 kVA))</td></tr></table>			供給区域	契約種別	東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	2. デイトタイムバリュープラン (6 kVA～49 kVA)	関西電力エリア 四国電力エリア 中国電力エリア	2. デイトタイムバリュープラン (6 kVA～49 kVA))																		
供給区域	契約種別																											
東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	2. デイトタイムバリュープラン (6 kVA～49 kVA)																											
関西電力エリア 四国電力エリア 中国電力エリア	2. デイトタイムバリュープラン (6 kVA～49 kVA))																											

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
		(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 ・ 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1 / 1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 ・ 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1 / 1000 2. お客様が、需要場所における主開閉器、負荷設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。
IV使用電 力量の計 量ならび に料金の 算定およ び支払い	第 12 条 料金の適用開始時期	→旧約款の第 12 条は新約款 (電気基本需給約款) に記載
	第 13 条 検針日 検針日は、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。	→旧約款の第 13 条は新約款 (電気基本需給約款) に記載
	第 14 条 料金の算定期間 料金の算定期間は、前月の計量日 (一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合で、電力量が記録型計量器に記録される日をいい、以下同様とします。) から当月の計量日の前日までの期間 (以下「計量期間」といいます。) とします。ただし、お客さまに電気の供給を開始した月の計量期間は、需給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、本契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。なお、30 分ごとに計量することができない計量器 (以下「 記録型計量器 以外の計量器」といいます。) で計量する場合、料金の算定期間は、附則 3 (1) (a) に定める検針期間 (以下、計量期間および検針期間をそれぞれ、または総称して「計量期間等」といいます。) とします。	→旧約款の第 14 条は新約款 (電気基本需給約款) に記載
	第 15 条 使用電力量の算定 1. 使用電力量の計量は、一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により行うものとし、30 分単位で計量します。 2. 第 14 条 (料金の算定期間) に定める算定期間における使用電力量は、30 分毎の使用電力量を、料金の算定期間 (ただし、本契約が終了する場合で、特別な事情があるときは、直前の計量日から終了日までの期間とします。) において合計した値とします。 3. 第 11 条 (契約種別) の9.デイトタイムバリュープラン (60A 以下) 、9.デイトタイムバリュープラン (6kVA 未満) および 10.デイトタイムバリュープラン (6 kVA～49 kVA) における各時間帯別の使用電力量は、それぞれの時間帯ごとに以下に定めます。デイトタイムおよびピークタイムの場合、それぞれの時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間 (ただし、本契約が終了する場合で、特別な事情があるときは、直前の計量日から終了日までの期間とします。) において合計した値とし、ベースタイムの場合、第 15 条 (使用電力量の算定) 第 2 項における使用電力量から、デイトタイムおよびピークタイムの時間帯別の使用電力量を引いた値とします。	→旧約款の第 15 条は新約款 (電気基本需給約款) に記載

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)									
	4. 使用電力量の計量の結果は、一般送配電事業者から計量日以降に当社に通知されます。当社は、受領した計量の結果を、当社所定の方法によりお客さまにお知らせします。計量器の故障等により使用電力量が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者と当社との協議によって使用電力量を定め、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえて当社が使用電力量を決定します。										
	第 16 条 料金の算定 1. 料金は、以下の各号の場合を除き、第 14 条（料金の算定期間）に定める料金の算定期間を「 1 月」（以下「 1 月」といいます。）として算定します。 (1) 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合 (2) 契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合 (3) 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回る場合 2. 料金は、選択した契約種別を適用して計算します。 3. 契約種別に加え、オプションサービスが適用される場合、その全てを反映して料金を計算します。	→旧約款の第 16 条は新約款（電気基本需給約款）に記載									
	第 17 条 日割計算 1. 当社は、第 16 条（料金の算定）第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。 (1) 基本料金、最低料金、定額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条(料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。 ・「 1 月」の該当料金 ×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） 該当料金とは、基本料金、最低料金、定額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金をいいます。 (2) 最低料金適用電力量、または定額料金適用電力量は、以下の算式により算定します。なお、最低料金適用電力量、または定額料金適用電力量とは、第 1 項第 (1) 号で算出された最低料金、定額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。また、第 16 条（料金の算定）第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。 (a) 関西電力エリア・中国電力エリアの以下の契約種別の場合 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td rowspan="3">関西電力エリア</td><td>3. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA 未満）</td></tr><tr><td>5. CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）</td></tr><tr><td>7. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）</td></tr><tr><td rowspan="2">中国電力エリア</td><td>3. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA 未満）</td></tr><tr><td>5. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）</td></tr></table>	供給区域	契約種別	関西電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA 未満）	5. CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）	7. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）	中国電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA 未満）	5. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）	第 5 条 日割計算 1. 当社は、基本約款第 16 条（料金の算定）第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。 基本料金、は、以下の算式により算定します。なお、基本約款第 16 条(料金の算定) 第 1 項第(1)号または第 (3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。 ・「 1 月」の該当料金 ×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） 該当料金とは、基本料金をいいます。 →旧約款の(2)は削除
供給区域	契約種別										
関西電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA 未満）										
	5. CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）										
	7. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）										
中国電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン（6 kVA 未満）										
	5. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン（6 kVA 未満）										

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)																								
	・最低料金適用電力量 = 15 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) (b) 四国電力エリアの以下の契約種別の場合 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td rowspan="3">四国電力エリア</td><td>3. 毎晩充電し放題！プラン (6 kVA 未満)</td></tr><tr><td>5. CO 2 フリープラン (6 kVA 未満)</td></tr><tr><td>7. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン (6 kVA 未満)</td></tr></table> ・最低料金適用電力量 = 11 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) (c) 関西電力エリア・四国電力エリアの以下の契約種別の場合 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td>関西電力エリア 四国電力エリア</td><td>1. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA 未満)</td></tr></table> ・定額料金適用電力量 = 200 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) (d) 関西電力エリア・四国電力エリアの以下の契約種別の場合 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td>関西電力エリア 四国電力エリア</td><td>2. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA～49 kVA)</td></tr></table> ・定額料金適用電力量 = 300 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) (3) 電力量料金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。 (a) 東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリアおよび関西電力エリア・中国電力エリア・四国電力エリアの以下の契約種別の場合 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td rowspan="7">東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア</td><td>1. きほんプラン・かんたんプラン (60 A 以下)</td></tr><tr><td>2. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA～49 kVA)</td></tr><tr><td>3. 毎晩充電し放題！プラン (60 A 以下)</td></tr><tr><td>4. 毎晩充電し放題！プラン (6 kVA～49 kVA)</td></tr><tr><td>5. CO 2 フリープラン (60 A 以下)</td></tr><tr><td>6. CO 2 フリープラン (6 kVA～49 kVA)</td></tr><tr><td>7. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン (60 A 以下)</td></tr></table>	供給区域	契約種別	四国電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン (6 kVA 未満)	5. CO 2 フリープラン (6 kVA 未満)	7. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン (6 kVA 未満)	供給区域	契約種別	関西電力エリア 四国電力エリア	1. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA 未満)	供給区域	契約種別	関西電力エリア 四国電力エリア	2. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA～49 kVA)	供給区域	契約種別	東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	1. きほんプラン・かんたんプラン (60 A 以下)	2. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA～49 kVA)	3. 毎晩充電し放題！プラン (60 A 以下)	4. 毎晩充電し放題！プラン (6 kVA～49 kVA)	5. CO 2 フリープラン (60 A 以下)	6. CO 2 フリープラン (6 kVA～49 kVA)	7. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン (60 A 以下)	→旧約款の(3)は削除
供給区域	契約種別																									
四国電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン (6 kVA 未満)																									
	5. CO 2 フリープラン (6 kVA 未満)																									
	7. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン (6 kVA 未満)																									
供給区域	契約種別																									
関西電力エリア 四国電力エリア	1. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA 未満)																									
供給区域	契約種別																									
関西電力エリア 四国電力エリア	2. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA～49 kVA)																									
供給区域	契約種別																									
東北電力エリア 東京電力エリア 中部電力エリア	1. きほんプラン・かんたんプラン (60 A 以下)																									
	2. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA～49 kVA)																									
	3. 毎晩充電し放題！プラン (60 A 以下)																									
	4. 毎晩充電し放題！プラン (6 kVA～49 kVA)																									
	5. CO 2 フリープラン (60 A 以下)																									
	6. CO 2 フリープラン (6 kVA～49 kVA)																									
	7. 毎晩充電し放題！CO 2 フリープラン (60 A 以下)																									

		旧約款 (電気需給約款)		新約款 (電気個別需給約款)																		
	関西電力エリア 四国電力エリア		8. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA～49kVA）																			
			4. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA～49kVA）																			
			6. CO2フリープラン（6kVA～49kVA）																			
			8. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA～49kVA）																			
	中国電力エリア		4. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA～49kVA）																			
		8. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA～49kVA）																				
	・第1段階料金適用電力量＝120キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 ・第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (b) 関西電力エリア・中国電力エリアの以下の契約種別の場合 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td rowspan="3">関西電力エリア</td><td>3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）</td></tr><tr><td>5. CO2フリープラン（6kVA未満）</td></tr><tr><td>7. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA未満）</td></tr><tr><td rowspan="2">中国電力エリア</td><td>3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）</td></tr><tr><td>7. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA未満）</td></tr></table> ・第1段階料金適用電力量＝105キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 ・第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (c) 四国電力エリアの以下の契約種別の場合 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td rowspan="3">四国電力エリア</td><td>3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）</td></tr><tr><td>5. CO2フリープラン（6kVA未満）</td></tr><tr><td>7. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA未満）</td></tr></table> ・第1段階料金適用電力量＝109キロワット時×（日割計算対象日数/計量期間等の日数） なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。					供給区域	契約種別	関西電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）	5. CO2フリープラン（6kVA未満）	7. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA未満）	中国電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）	7. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA未満）	供給区域	契約種別	四国電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）	5. CO2フリープラン（6kVA未満）	7. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA未満）		
	供給区域	契約種別																				
	関西電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）																				
		5. CO2フリープラン（6kVA未満）																				
7. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA未満）																						
中国電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）																					
	7. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA未満）																					
供給区域	契約種別																					
四国電力エリア	3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）																					
	5. CO2フリープラン（6kVA未満）																					
	7. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA未満）																					

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)				
	・第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (d) 関西電力エリア・四国電力エリアの以下の契約種別の場合 <table><tr><th>供給区域</th><th>契約種別</th></tr><tr><td>関西電力エリア 四国電力エリア</td><td>1. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA 未満)</td></tr></table> ・第 1 段階料金適用電力量 = 100 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 1 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (4)ただし、日割計算対象日数が計量期間等の日数を超える場合には本条の算式を適用せず、日割計算を行わないものとします。 2. 第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号の場合により日割計算をするときは、需給開始日および契約終了日の前日を含みます。また、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (2) 号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとします。	供給区域	契約種別	関西電力エリア 四国電力エリア	1. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA 未満)	→旧約款の(4)は削除 2. 基本約款第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号の場合により日割計算をするときは、需給開始日および契約終了日の前日を含みます。また、基本約款第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (2) 号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとします。
供給区域	契約種別					
関西電力エリア 四国電力エリア	1. きほんプラン・かんたんプラン (6 kVA 未満)					
	第 18 条 料金の支払義務ならびに支払い方法および支払期日 1. 第 16 条 (料金の算定) または第 17 条 (日割計算) で定めた料金の支払義務発生日とは、当該料金の算定の根拠となる計量期間等の計量日または検針日以降に計算する料金の請求日とします。 2. 料金については、当社が指定する以下の方法により支払っていただきます。 (1) 口座振替 (お客さまの指定する口座から当社が指定する収納代行業者を通じて当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法をいいます。) (2) クレジットカード引き落とし (当社の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて当社の口座へ払い込む方法をいいます。) (3) コンビニエンスストア払い込み (当社が指定したコンビニエンスストアへの支払いを通じて当社の口座へ払い込む方法をいいます。) なお (1) (2) が手続き期間中、またはお支払いが確認できなかった場合に限り適用されます。 コンビニエンスストア払い込みをされる場合、払込票の発行手数料として、1 通につき 220 円 (税込) を発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。	→旧約款の第 18 条は新約款 (電気基本需給約款) に記載				

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
	3. お客さまによる料金の支払いについては、前項各号の場合につき、それぞれ以下の時点で当社に対する支払いがなされたものとします。ただし、前項各号に基づき支払われた金額が当社の口座に払い込まれたときに、それぞれ以下の時点で遡って当社に対する支払いがなされたものとします。 (1) 前項第 (1) 号により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされた時点。 (2) 前項第 (2) 号により支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれた時点。 (3) 前項第 (3) 号により支払われる場合は、料金が当社の指定したいずれかのコンビニエンスストアへ支払われた時点。 4. お客さまによる料金の支払期日は、第 2 項各号の場合につき、それぞれ以下のとおりとします。なお、「休日」とは、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいいます。 (1) 第 2 項第 (1) 号により支払われる場合は、原則、支払義務発生日から起算して 30 日以内に到来する各月の 27 日とします。ただし、当該日が休日となる場合、当該日の翌日以降の最初の営業日を支払期日とします。なお、当該日は当社都合により変更する場合がございます。当該日を変更する場合は、当社が適当と判断した方法にてあらかじめご連絡します。 (2) 第 2 項第 (2) 号により支払われる場合は、支払義務発生日から起算して翌営業日とします。 (3) 第 2 項第 (3) 号により支払われる場合は、支払義務発生日から起算して 20 日目の日とします。 5. 当社は、第 2 項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下、「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により料金を払い込む方法により支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。 6. 当社が本契約に基づく料金および各種発行手数料に関する債権を譲渡することについて、お客さまは、あらかじめ承諾していただきます。	
	第 19 条 遅延利息	→旧約款の第 19 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
V供給	第 20 条 適正契約の保持	→旧約款の第 20 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 21 条 お客さまの協力	→旧約款の第 21 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 22 条 供給の停止および停止の解除	→旧約款の第 22 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 23 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	→旧約款の第 23 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 24 条 工事費等の負担	→旧約款の第 24 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 25 条 違約金	→旧約款の第 25 条は新約款（電気基本需給約款）に記載

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
	第 26 条 損害賠償の免責	→旧約款の第 26 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 27 条 設備の賠償	→旧約款の第 27 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 28 条 不可抗力	→旧約款の第 28 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
VI契約期間、変更 および終了	第 29 条 契約期間	→旧約款の第 29 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 30 条 お客さまの申し出による解約等	→旧約款の第 30 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 31 条 契約の解除および期限の利益の喪失	→旧約款の第 31 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 32 条 契約の変更	→旧約款の第 32 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 33 条 名義の変更	→旧約款の第 33 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
VIIその他	第 34 条 管轄裁判所	→旧約款の第 34 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
	第 35 条 暴力団排除に関する条項	→旧約款の第 35 条は新約款（電気基本需給約款）に記載
附 則	1 本契約の実施期日 本約款は、2023 年 9 月 15 日から実施します。 2023 年 9 月 1 日実施した電気需給約款の東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリアの CO2 フリープラン・低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプランおよび、東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリア・関西電力エリア・中国電力エリア・四国電力エリアの毎晩充電し放題！プラン・毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける新たな料金は、2023 年 9 月検針日～2023 年 10 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023 年 9 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023 年 10 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2023 年 11 月となります。 2023 年 8 月 1 日実施した電気需給約款の中部電力エリア・関西電力エリアの CO2 フリープラン・低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプランにおける新たな料金は、2023 年 8 月検針日～2023 年 9 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023 年 8 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023 年 9 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2023 年 10 月となります。	1 個別需給契約の実施期日 本個別約款は、2025 年 4 月 1 日から実施します。 本個別約款実施後の新たな燃料費調整額は、基本約款第 14 条で定める 2025 年 4 月検針日～2025 年 5 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用します。 ※なお、2025 年 4 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2025 年 5 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2025 年 6 月となります。
	2 標準周波数についての特別措置	2 標準周波数についての特別措置

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
	(1) この需給約款実施の際、東北電力エリアおよび東京電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給します。 イ 東北電力エリアにあたっては、妙高市および糸魚川市 ロ 東京電力エリアにあたっては、群馬県の一部 (2) この需給約款実施の際、中部電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給します。 ・長野県の一部	(1) この個別約款実施の際、東北電力エリアおよび東京電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給します。 イ 東北電力エリアにあたっては、妙高市および糸魚川市 ロ 東京電力エリアにあたっては、群馬県の一部 (2) この個別約款実施の際、中部電力エリアにおいて、現に次の区域内で、標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給します。 ・長野県の一部
	3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 (1) 記録型計量器以外の計量器で計量するときの供給条件については、以下のとおりとします。 (a) 料金の算定期間 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。ただし、料金の算定期間の始期以降、当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の当月の料金の算定期間は、前月の検針日から当月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌月以降の料金の算定期間は、本則第 14 条（料金の算定期間）に定める計量期間によるものとします。）とします。ただし、お客さまが電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、電気の供給を開始した日から直後の検針日の前日までの期間、または本契約を終了させる場合の料金の算定期間は、直前の検針日から本契約の終了日の前日までの期間とします。 (b) 料金の算定 料金は、第 16 条（料金の算定）に規定する計算方法により算定します。 (2) 記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量および契約電力については、第 15 条（使用電力量の算定）第 1 項、別紙 4（動力需要料金表）の「東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア」1.第 (4) 号、および「関西電力エリア、四国電力エリア」1.第 (4) 号の規定にかかわらず、以下のとおりとします。 (a) 移行期間における 30 分ごとの使用電力量 その「1 月」のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。 (b) 移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量 移行期間において、契約種別・契約電流・契約容量・契約電力を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、(a) に準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。	→旧約款の 3 は新約款（電気基本需給約款）に記載

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)																																																
別紙 1	1. 燃料費調整額の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 ・平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α 、 β 、 γ = 別表 1 に定める係数 なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 (2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 また、基準燃料価格（円）は別表 2、基準単価（銭）は別表 3、4 に定めるものとします。 (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 ・燃料費調整単価 = (基準燃料価格 − 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000 (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合 ・燃料費調整単価 = (平均燃料価格 − 基準燃料価格) × 基準単価 / 1,000 (3) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。	1. 燃料費調整額の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 ・平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α 、 β 、 γ = 別表 1 に定める係数 なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 (2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、基準燃料価格（円）は別表 2、基準単価（銭）は別表 3 に定めるものとします。 (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 ・燃料費調整単価 = (基準燃料価格 − 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000 (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合 ・燃料費調整単価 = (平均燃料価格 − 基準燃料価格) × 基準単価 / 1,000 (3) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。																																																
燃料費調整	<table><tr><td></td><td>平均燃料価格算定期間</td><td>燃料費調整単価適用期間</td><td></td></tr><tr><td></td><td>毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td><td></td></tr><tr><td></td><td>毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td><td></td></tr><tr><td></td><td>毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td><td></td></tr><tr><td></td><td>毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td><td></td></tr><tr><td></td><td>毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td><td></td></tr></table>		平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間			毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間			毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間			毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間			毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間			毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間		<table><tr><td></td><td>平均燃料価格算定期間</td><td>燃料費調整単価適用期間</td><td></td></tr><tr><td></td><td>毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td><td></td></tr><tr><td></td><td>毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td><td></td></tr><tr><td></td><td>毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td><td></td></tr><tr><td></td><td>毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td><td></td></tr><tr><td></td><td>毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td><td></td></tr></table>		平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間			毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間			毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間			毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間			毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間			毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間	
	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																
	毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																																
	毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																																
	毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																																
	毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																																
	毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																																																
	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																
	毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																																
	毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																																
	毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																																
	毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																																
	毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																																																

		旧約款 (電気需給約款)		新約款 (電気個別需給約款)																																																									
		毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間			毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間																																																						
		毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間			毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間																																																						
		毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間			毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間																																																						
		毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間			毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																																																						
		毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間			毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																																																						
		毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間			毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間																																																						
		毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間			毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間																																																						
		※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。				※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。																																																							
2. 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 3、4 に定めるものとします。		2. 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 3 に定めるものとします。																																																											
3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。 ただし、別紙 3（電灯需要料金表）の「関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア」3、5、7. の契約種別の場合は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とします。 なお、最低料金適用電力量とは、関西電力エリア、中国電力エリアにおいては、1 契約につき最初の 15 キロワット時まで、四国電力エリアにおいては、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。		3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。																																																											
別表 1：燃料費調整単価算出係数		別表 1：燃料費調整単価算出係数																																																											
<table><tr><td>供給地域</td><td>α</td><td>β</td><td>γ</td></tr><tr><td>東北電力エリア</td><td>0.0247</td><td>0.2573</td><td>0.8912</td></tr><tr><td>東京電力エリア</td><td>0.0047</td><td>0.3829</td><td>0.6581</td></tr><tr><td>中部電力エリア</td><td>0.0275</td><td>0.4792</td><td>0.4275</td></tr><tr><td>関西電力エリア</td><td>0.0140</td><td>0.3483</td><td>0.7227</td></tr><tr><td>中国電力エリア</td><td>0.0406</td><td>0.0992</td><td>1.1994</td></tr><tr><td>四国電力エリア</td><td>0.0845</td><td>0.0699</td><td>1.1962</td></tr></table>		供給地域	α	β	γ	東北電力エリア	0.0247	0.2573	0.8912	東京電力エリア	0.0047	0.3829	0.6581	中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275	関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227	中国電力エリア	0.0406	0.0992	1.1994	四国電力エリア	0.0845	0.0699	1.1962	<table><tr><td>供給地域</td><td>α</td><td>β</td><td>γ</td></tr><tr><td>東北電力エリア</td><td>0.0259</td><td>0.2563</td><td>0.8915</td></tr><tr><td>東京電力エリア</td><td>0.0048</td><td>0.3827</td><td>0.6584</td></tr><tr><td>中部電力エリア</td><td>0.0275</td><td>0.4792</td><td>0.4275</td></tr><tr><td>関西電力エリア</td><td>0.0140</td><td>0.3483</td><td>0.7227</td></tr><tr><td>中国電力エリア</td><td>0.0406</td><td>0.0992</td><td>1.1994</td></tr><tr><td>四国電力エリア</td><td>0.0875</td><td>0.0770</td><td>1.1770</td></tr></table>				供給地域	α	β	γ	東北電力エリア	0.0259	0.2563	0.8915	東京電力エリア	0.0048	0.3827	0.6584	中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275	関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227	中国電力エリア	0.0406	0.0992	1.1994	四国電力エリア	0.0875	0.0770	1.1770
供給地域	α	β	γ																																																										
東北電力エリア	0.0247	0.2573	0.8912																																																										
東京電力エリア	0.0047	0.3829	0.6581																																																										
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275																																																										
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227																																																										
中国電力エリア	0.0406	0.0992	1.1994																																																										
四国電力エリア	0.0845	0.0699	1.1962																																																										
供給地域	α	β	γ																																																										
東北電力エリア	0.0259	0.2563	0.8915																																																										
東京電力エリア	0.0048	0.3827	0.6584																																																										
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275																																																										
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227																																																										
中国電力エリア	0.0406	0.0992	1.1994																																																										
四国電力エリア	0.0875	0.0770	1.1770																																																										

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)																																																					
	別表 2 : 基準燃料価格 <table><tr><th>供給地域</th><th>基準燃料価格</th></tr><tr><td>東北電力エリア</td><td>85,400 円</td></tr><tr><td>東京電力エリア</td><td>94,200 円</td></tr><tr><td>中部電力エリア</td><td>45,900 円</td></tr><tr><td>関西電力エリア</td><td>27,100 円</td></tr><tr><td>中国電力エリア</td><td>80,300 円</td></tr><tr><td>四国電力エリア</td><td>80,300 円</td></tr></table> 別表 3 : 別紙 3 (電灯需要料金表) の「関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア」 3.、5.、7. の契約種別の場合の基準単価 <table><tr><th>供給地域</th><th></th><th></th><th>基準単価</th></tr><tr><td rowspan="2">関西電力エリア</td><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>2 円 47.5 銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>16.5 銭</td></tr><tr><td rowspan="2">中国電力エリア</td><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>3 円 18.5 銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>21.2 銭</td></tr><tr><td rowspan="2">四国電力エリア</td><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 11 キロワット時まで</td><td>1 円 77.1 銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>16.1 銭</td></tr></table> ※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。 別表 4 : 別表 3 以外の契約種別の場合の基準単価	供給地域	基準燃料価格	東北電力エリア	85,400 円	東京電力エリア	94,200 円	中部電力エリア	45,900 円	関西電力エリア	27,100 円	中国電力エリア	80,300 円	四国電力エリア	80,300 円	供給地域			基準単価	関西電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47.5 銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16.5 銭	中国電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 18.5 銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	21.2 銭	四国電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 77.1 銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16.1 銭	別表 2 : 基準燃料価格 <table><tr><th>供給地域</th><th>基準燃料価格</th></tr><tr><td>東北電力エリア</td><td>83,500 円</td></tr><tr><td>東京電力エリア</td><td>86,100 円</td></tr><tr><td>中部電力エリア</td><td>45,900 円</td></tr><tr><td>関西電力エリア</td><td>27,100 円</td></tr><tr><td>中国電力エリア</td><td>80,300 円</td></tr><tr><td>四国電力エリア</td><td>80,000 円</td></tr></table> 別表 3 : 基準単価	供給地域	基準燃料価格	東北電力エリア	83,500 円	東京電力エリア	86,100 円	中部電力エリア	45,900 円	関西電力エリア	27,100 円	中国電力エリア	80,300 円	四国電力エリア	80,000 円
供給地域	基準燃料価格																																																						
東北電力エリア	85,400 円																																																						
東京電力エリア	94,200 円																																																						
中部電力エリア	45,900 円																																																						
関西電力エリア	27,100 円																																																						
中国電力エリア	80,300 円																																																						
四国電力エリア	80,300 円																																																						
供給地域			基準単価																																																				
関西電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47.5 銭																																																				
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16.5 銭																																																				
中国電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 18.5 銭																																																				
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	21.2 銭																																																				
四国電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 77.1 銭																																																				
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16.1 銭																																																				
供給地域	基準燃料価格																																																						
東北電力エリア	83,500 円																																																						
東京電力エリア	86,100 円																																																						
中部電力エリア	45,900 円																																																						
関西電力エリア	27,100 円																																																						
中国電力エリア	80,300 円																																																						
四国電力エリア	80,000 円																																																						

	旧約款 (電気需給約款)				新約款 (電気個別需給約款)			
		供給地域		基準単価		供給地域		基準単価
		東北電力エリア	1 キロワット時につき	22.0 銭		東北電力エリア	1 キロワット時につき	19.7 銭
		東京電力エリア	1 キロワット時につき	18.3 銭		東京電力エリア	1 キロワット時につき	18.3 銭
		中部電力エリア	1 キロワット時につき	23.3 銭		中部電力エリア	1 キロワット時につき	23.3 銭
		関西電力エリア	1 キロワット時につき	16.5 銭		関西電力エリア	1 キロワット時につき	16.5 銭
		中国電力エリア	1 キロワット時につき	21.2 銭		中国電力エリア	1 キロワット時につき	21.2 銭
		四国電力エリア	1 キロワット時につき	16.1 銭		四国電力エリア	1 キロワット時につき	15.4 銭
		※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。				※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。		
別紙 2 再生可能エネルギー 発電促進賦課金	1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき、納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。				1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき、納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。			
	2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 「 1 月」 の使用電力量とします。				2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 「 1 月」 の使用電力量とします。			
	3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日からその翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。				3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日からその翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。			
	4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2.の使用電力量に上記 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。 ただし、別紙 3 （電灯需要料金表）の「関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア」3、5、7.の契約種別の場合は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とします。 また、最低料金適用電力量とは、関西電力エリア、中国電力エリアにおいては、1 契約につき最初の 15 キロワット時まで、四国電力エリアにおいては、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 なお、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。				4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2.の使用電力量に上記 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。 なお、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。			

	旧約款 (電気需給約款)	新約款 (電気個別需給約款)
	なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。	なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。
別紙 3	電灯需要料金表	→旧約款の別紙 3 は新約款（電気個別需給約款）第 3 条へ移動
別紙 4	動力需要料金表	→旧約款の別紙 4 は新約款（電気個別需給約款）第 3 条へ移動
別紙 5	契約電力・契約容量の算定方法について	→旧約款の別紙 5 は新約款（電気個別需給約款）第 4 条へ移動
別紙 6	負荷設備の入力換算容量	→旧約款の別紙 6 は新約款（電気個別需給約款）別紙 3 とする 内容に変更無し
別紙 7	契約負荷設備の総容量の算定	→旧約款の別紙 7 は新約款（電気個別需給約款）別紙 4 とする 内容に変更無し
別紙 8	毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量	→旧約款の別紙 8 は削除